

障害者総合支援法におけるサービス提供責任者の要件等について（平成26年4月から）

・指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業員であって下記の資格を有し、専ら指定居宅介護の職務に従事する者のうち、事業の規模に応じて1人以上の者を配置する。（平成24年東京都条例第155号及び平成24年東京都規則第175号）

サービス提供責任者 サービス種別	介護福祉士	実務者研修修了者	養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む）									その他	実務要件	経過措置	
			養成居宅介護研修課程 （1級）	養成居宅介護従業者 （2級）	訪問介護員 （1級）	訪問介護員 （2級）	介護職員基礎研修	養成行動援護従事者 （注1）	国立障害者リハビリ センター 障害者学 科	居宅介護職員 初任者 研修	介護職員 初任者 研修				
居宅介護	○	○	○	注2	○	注2	○				注2	注2			
行動援護	○	○	○	注2	○	注2	○	○			注2	注2		注3	注4
重度訪問介護	○	○	○	注2	○	注2	○				注2	注2	注5		
同行援護	注6	注6	注6	注2 注6	注6	注2 注6	注6		○	注2 注6	注2 注6				注7
重度障害者等包括支援	相談支援専門員の資格を有し、3年の実務経験（注8）														

（注1）平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従事者養成研修課程を修了した者を含む。

（注2）実務経験3年以上。

（注3）上記表の「行動援護」資格要件のいずれかの要件に該当する者であって、知的障害者、精神障害者又は障害児の直接支援業務に5年以上従事した者

（注4）平成27年3月までの間、上記（注3）の実務経験期間「5年以上」を「3年以上」とする経過措置を設ける。
ただし、「行動援護従事者養成研修受講」を要件とする。

（注5）サービス提供職員のうち相当の知識と経験を有する者

（注6）同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）の修了者。ただし平成26年9月30日までの間は、この要件を満たしているものとみなす。

（注7）平成23年9月30日において、現に地域生活支援事業の移動支援に3年間従事した者で、かつ同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）を修了した者。この要件は、平成26年9月30日までの暫定的な取り扱い。

（注8）重度障害者等包括支援の対象となる者に対する支援を行う事業所における実務経験が3年以上ある者

【配置基準】＊ 次のうち、いずれかの低い方の基準を適用します。

〔居宅介護・行動援護・同行援護〕

① 当該事業所の従業員数が10人又はその端数を増すごとに1人配置

② 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が450時間又は450時間毎に1人配置

③ 当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増す毎に1人配置

〔重度訪問介護〕

① 当該事業所の従業員数が20人又はその端数を増すごとに1人配置

② 当該事業所の利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人配置

③ 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が1,000時間又は1,000時間毎に1人配置

障害者総合支援法におけるホームヘルパー従事要件等について（平成26年4月から）

・指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを定める件（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）

・厚生労働大臣が定める者を定める件（平成18年9月29日厚生労働省告示第548号）

サービス提供者 サービス種別	介護福祉士	実務者研修修了者	養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む）										みなし証明者 （含サービスごと） （注3）	実務要件	その他	経過措置			
			居宅介護 養成研修 （1～2級）	居宅介護 養成研修 （3級）	訪問介護 （1～2級）	訪問介護 （3級）	介護職員 基礎研修	旧（注10） 視覚障害者 養成研修	行動援護 従事者養成 研修（注1）	重度訪問 介護従事者 養成研修（注2）	同行援護 従事者養成 研修	国立障害者 リハビリ学 院視覚障害 学科					居宅介護 職員初任者 研修	介護職員 初任者研修	居宅介護 従事者基礎 研修
居宅介護	身体介護	○	○	○	30%減算	○	30%減算	○										通院等介助 30%減算 （注6）	
	家事援助	○	○	○	10%減算	○	10%減算	○										通院等介助 10%減算 （注6）	
	乗降介助	○	○	○	10%減算	○	10%減算	○										10%減算 （注6）	
行動援護	○	○	○		○		○		○									注5	注7
重度訪問介護	○	○	○	○	○	○	○	○											
同行援護	注9	注9	注9	身体あり 30%減算 （注9）	注9	身体あり 30%減算 （注9）	注9	注9				注8	○	注9	注9	身体あり 30%減算 （注9）	身体あり 30%減算 （注9）		
				身体なし 10%減算 （注9）		身体なし 10%減算 （注9）										身体なし 10%減算 （注9）	身体なし 10%減算 （注9）		
重度障害者等包括支援	家族介護を不可・資格要件は設定しない。																		

（注1）平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従事者養成研修課程を修了した者を含む。

（注2）平成18年9月30日までの間に従前の日常生活支援従事者養成研修を修了した者を含む。居宅介護を行うことができるのは、区市町村がやむを得ないと認める場合

（注3）「みなし証明者」とは、支援費制度以前のサービス従事経験がある者で、必要な知識及び技術を有することを知事が証明した者

（注4）3時間以上の場合は、627単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

（注5）知的障害者、精神障害者、障害児の直接支援業務に2年以上従事した者

（注6）平成18年9月30日において、従来の視覚障害者外出介護従事者養成研修、全身性障害者外出介護従事者養成研修、知的障害者外出介護従事者養成研修を修了した者

（注7）当分の間、上記（注5）の実務経験期間「2年以上」を「1年以上」とする経過措置を設ける。
ただし、「行動援護従事者養成研修受講」を要件とし、報酬額は30%の減算

（注8）同研修課程に相当すると知事が認めた研修の修了者を含む。

①居宅介護の従事者要件を満たす者、または②（旧）視覚障害者外出介護従事者養成研修及びそれぞれに相当する研修（都では「東京都重度障害者ガイドヘルパー養成研修」（平成10～14年度）、「東京都視覚障害者移動介護従事者養成研修（平成15年度～18年度）」の修了者は平成26年9月30日までの間は、この要件を満たしているものとみなす。
ただし、①居宅介護の従事者要件のうち、3級ヘルパー・みなし証明者が提供した場合は、「身体あり」で報酬額30%減算、「身体なし」で10%減算

（注9）視覚障害者・児の福祉に関する事業に直接処遇職員として1年以上従事した者。

（注10）都では「東京都重度障害者ガイドヘルパー養成研修」（平成10～14年度）、「東京都視覚障害者移動介護従事者養成研修（平成15～18年度）」